

スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ(第15回) 議事録

1. 日 時：令和8年6月17日（水）17:15～17:19

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）落合孝文座長、

大橋弘専門委員、瀧俊雄専門委員、岩崎薫里専門委員、川本明専門委員、
増島雅和専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 菱山大次長、幕内浩参事官

4. 議 題：

規制改革ホットライン処理方針について

○幕内参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第15回スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループを開催いたします。

委員、専門委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。本日はオンライン会議ですので、会議資料は画面共有いたしますが、お手元にも御準備いただければと思います。

また、会議は通常マイクをミュートにいただき、御発言される際にミュートを解除するようお願いいたします。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について報告いたします。構成員の委員、専門委員につきましては、芦澤委員、堀委員、御手洗委員、藤本専門委員、宮下専門委員が御欠席との御連絡を承っております。

以降の議事進行につきましては、落合座長をお願いいたします。

○落合座長

落合でございます。

それでは、本日は規制改革ホットライン処理方針について、御議論いただきます。

事務局より、説明をお願いします。

○幕内参事官

それでは、説明いたします。

今回、規制改革ホットラインに提出された提案のうち、令和7年12月19日から令和8年3月19日までに各府省から回答が得られた、スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループに関する提案につきまして、資料1のとおり、処理方針案を作成しております。

こちらの方針案につきまして、本ワーキング・グループにおいて御決定いただきたいと考えております。

今回処理方針を決定していただく事項は、資料1にある13件です。以上です。

○落合座長

ありがとうございました。

ただ今の事務局説明及び資料1の規制改革ホットライン処理方針について、皆さん、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○増島専門委員

異論ございません。

○落合座長

それでは、規制改革ホットライン処理方針につきましては、資料1のとおり決定したいと思います。

以上で議事は全て終了しましたので、本日のワーキング・グループを終わります。

最後になりますが、本日は、本年3月10日に開催された第11回本ワーキング・グループに関する委員・専門委員からの追加質疑・意見に対する金融庁の回答を、事務局提出の参考資料として配付しております。

次回の日程等につきましては、事務局から追って御連絡いたします。

速記及びYouTubeはここで止めてください。

(以 上)